



# 口腔連携強化加算を算定しませんか？



2024年度の介護報酬改定により新設された『口腔連携強化加算』下記の要件に該当すれば算定が可能です。

## 算定要件

- 都道府県への加算の届け出を行うこと。
- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、口腔の健康状態の評価の結果を情報提供すること。
- 利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科診療報酬点数表の**区分番号C000**に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
- ☒以下のいずれにも該当しないこと。
  - ◎他の介護サービス事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。
  - ◎当該利用者において、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、歯科医師または歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。
  - ◎当該事業所以外の訪問介護事業所または他の介護サービス事業所において、当該利用者について口腔連携強化加算を算定していること。



## 算定できる施設

- ☒訪問介護
- ☒訪問看護
- ☒訪問リハビリテーション
- ☒短期入所生活介護
- ☒短期入所療養介護
- ☒定期巡回・随時対応型訪問介護看護



## 単位数

口腔連携強化加算：50単位／回 ※1月に1回に限り算定可能。

☆算定を検討される事業所様はこちらまでご連絡ください🎵



医療法人育笑会 やまだ歯科医院  
山田 武史

TEL：080-4701-8758（往診専用ダイヤル）

